

SUNNY FIT 会則

1. 総則

第1条（定義）

本会則によって定める条項は株式会社 K.J FACTORY(以下会社と言う)が運営・認可・提携する全ての施設（以下総称して「当ジム」と言う）に適用されるものとします。

2. 会員

第2条（会員）

- 一、当ジムは会員制とし、入会する際に定められた会員種類で契約し、利用範囲に応じて諸施設を利用することができます。
- 二、会員の契約期間は、月単位で会社が別途定めた期間とし会社所定の退会手続きが完了するまでは自動更新とします。

第3条（入会資格）

当ジムの入会資格を有する方は、以下の項目を全て満たす方とします。

- 一、本会則を承認し、諸規則を厳守する方。
- 二、暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会勢力でない方。また、将来に渡りこれに該当しないことを自ら保証する方。
- 三、入会に先立って当セッションの実施する入会資格チェックの結果により施設の利用に差し支えがないと判断された方。
- 四、入会の際、氏名、生年月日、住所が記載された本人確認書類を提示できる日本国籍を有する方。または、在留カード、特別永住者証明書を提示できる外国籍を有する方。
- 五、「他の会員に迷惑をかける恐れがない、または、会員として好ましくない行為をしない」と会社が判断した方。
- 六、過去に当ジムで除名となったことがない（除名となる行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む）、または会員制スポーツクラブ等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことがない方。また、過去の除名原因が明確であり、会社が別途定める基準に応じて再度入会資格を認めた方。
- 七、次のいずれかに該当し、当ジムが別途定める審査において入会資格が認められ、入会条件に同意した方。
 - ・集団感染する恐れのある疾病（感染症、感染性皮肤病）の方。
 - ・身体的障害、傷病、高齢などにより一人で施設を利用できない方。

- ・入会手続きの時点で妊娠している方。
- ・上記の他、会社が審査を必要と判断した方。

第4条（入会手続き）

- 一、当ジムを利用する方は、本会則を承認の上、入会手続きを行い所定の料金等を納入し会社の承認を得、契約を行うことにより会員となります。未成年者が入会を希望する場合は、本人とその親権者が連署の上入会手続きを行うものとします。この場合、親権者は本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
- 二、会員となる方は入会手続きの際、氏名、生年月日、性別、連絡先電話番号、現住所、緊急連絡先電話番号、郵便物送付先、Eメールアドレス、および会費決済に必要な情報を登録するものとします。また、会員となる方は登録内容が正確であることを保証するものとします。
- 三、当ジムは会員の顔写真を管理し、本人確認等やサービスを提供する上での照合、サービスを利用いただくための資格等の確認に利用します。

第5条（諸会費・諸料金）

- 一、会員は会社が定めた諸会費・諸料金を所定の方法で、所定の期日に会社に納入しなければなりません。また、諸会費・諸料金にかかる消費税は会員の負担とします。尚、消費税法の改正等により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の諸会費・諸料金に係る消費税について、前払金を含め法改正の内容に従い、会員は会社が定めた方法で差額を負担するものとします。
- 二、諸会費・諸料金の金額、支払時期、支払い方法等は会社がこれを定めます。当ジムは会員の利用権利に応じて入会金を儲ける場合があります。入会金の有無、金額は別に定め、会員は入会時にこれを支払うこととします。入会金は契約締結のためのものであり、理由の如何を問わず会員にこれを返還しないものとします。
- 三、会員は施設の利用回数の有無にかかわらず、所定の退会手続きを完了した退会月迄は月会費のお支払いが必要となります。尚、諸会費・諸料金の一括前払いした契約期間中に退会した場合は、会社が別途定める基準によるものとします。
- 四、会社は当ジムの運営上必要と判断した場合、または経済情勢等の変動に応じて、会員種類の改廃もしくは入会金・諸会費・諸料金等の金額を変更することができ、ウェブサイト、施設内への提示等において告知するものとします。
- 五、月会費を滞納している会員は、施設のご利用をお断りします。また、未払い分の月会費は支払わなければなりません。
- 六、一旦納入いただいた諸費用は、法令の定めまたは会社が認める理由がある場合のみ返還いたします。
- 七、諸会費・諸料金の支払遅延があった場合、未払料金の徴収に際して、別途定めた遅延に伴う手数料を会員にご負担して頂きます。

第6条（退会）

- 一、会員本人の都合による退会は、必ず本人が退会希望月の前月 10 日迄（休館日の場合は前開館日）に来館し所定の手続きを完了する事により、その月末に退会することが出来ます。
また、10 日を過ぎた場合、翌月以降の月末日の退会となります。会員は退会月の会費は退会手続きが月の途中であってもこれを全額支払わなければなりません。未払い料金のある場合は完納するまで退会後も支払いの義務を負うものとします。
- 二、代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は、受け付けられません。但し、入院、転居等会員本人の来館による退会手続きが不可能な場合にはこの限りではありません。

第7条（会員資格の譲渡、相続、貸与）

会員は、如何なる場合も、その会員資格を他に譲渡・相続または貸与することはできません。

第8条（会員の休会）

- 一、会員本人の都合により 1 ヶ月以上の長期にわたり当セッションを利用できない場合、本人が休会希望前月の 10 日迄（休館日の前開館日）に来館し所定の手続きを完了し、所定の月会費を支払うことにより休会することができます。
- 二、休会会員は本人の申し出により随時復会することができます。復会日より所定の月会費をいただきます。また、1 ヶ月以内の復会は休会の取り消しとなり、当該月会費のお支払いが必要となります。
- 三、代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は、受け付けられません。
- 四、特別な理由がない限り、半年以上の休会は退会扱いとなります。（再度ご利用の場合は、入会金が必要となります。）

第9条（諸手続き）

- 一、会員は入会手続きの際に登録した内容に変更があった場合、速やかに変更手続きを行わなくてはなりません。また、その後に変更があった場合も同様とします。
- 二、会社が会員あてに E メールで通知する場合、会員から届出のあった登録内容に基づいて行い、表示または発信をもって効力を有するものとし、未確認または不到達等以後の責を負いません。

第10条（処分）

会員が次のいずれかに該当した場合は、会社は資格停止処分あるいは除名等の処分をなすことができます。また、各項に該当し除名処分を受けた会員は、その後会社の運営する全ての施設に入会および立ち入ることができないものとします。

(但し、会社が別途定める基準に準じて認めた場合は除く。)

- 一、本会則、その他会社が定める諸規則に違反したとき。
- 二、当セッションの名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。
- 三、諸会費、諸料金の滞納、遅延など支払いを怠ったとき。
- 四、入会に際して会社に虚偽の申告をしたとき。
- 五、会社が当セッションの会員としてふさわしくないと判断したとき。
- 六、暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力であることが判明したとき。
- 七、他の会員に対する迷惑行為、当セッションの運営に支障を与えるような行為をしたとき。
- 八、第 19 条各号の禁止行為を行ったとき。
- 九、その他、本条各号に準ずる行為をしたとき。

第 11 条 (会員資格喪失)

会員は次の場合に会員資格を喪失します。

- 一、退会したとき
- 二、会社が会費の集金代行を依頼している会社より、会員の会費決済について契約不成立、解除または無効の通知を受理したとき。

(理由の如何に関わらず、会員へ事前通知連絡することはありません。)

- 三、除名されたとき。
- 四、死亡したとき。
- 五、当ジムを閉業したとき。

第 12 条 (健康管理)

- 一、会員は各自の責任において健康管理を行うものとする。
- 二、会員は既往や現在治療中の疾患で、医師に運動を控えるように指示された場合、会社に申告する必要がある、施設を利用することは出来ません。

3. 施設利用

第 13 条 (ビジター・会員外利用者)

- 一、会員以外の方 (以下ビジターと言う) も施設をご利用いただくことができます。ビジターには、別途定めた手続きを行っていただき、施設使用料金をお支払いいただきます。
- 二、会社は、特に必要と認めた場合、会員以外の方に当クラスの施設を利用させることができます。(以下会員外利用者と言う)
- 三、ビジターおよび会員外利用者についても会員と同様に本会則が適用されます。

第 14 条(諸規則の厳守)

会員は当セッション施設利用に際して、本会則および会社が別途定める規則、注意事項を厳守し、当ジム内ではトレーナー及びスタッフの指示に従っていただきます。

第 15 条 (入場禁止・退場・施設利用制限)

会社は下記の項に該当する方に入場禁止、退場および施設利用の制限を命ずることができます。

- 一、本会則および諸規則を厳守しない方。
- 二、暴力・暴力団員その他これに準ずるもの等反社会的勢力。
- 三、酒気を帯びている方。
- 四、健康状態により、医師から運動が禁じられている、または会社が運動することが好ましくないと判断した方。
- 五、集団感染する恐れのある疾病（感染症・感染性皮肤病）の方。
- 六、妊娠中の方
- 七、会社が、他の施設利用者に迷惑をかけると判断した方。
- 八、正当な理由なく当セッションのトレーナー及びスタッフの指示に従わない方。
- 九、過去に当セッションで除名の通告を受けた、または除名となったことがある（除名に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む）、または会員制スポーツクラブ等で禁止行為を行った事により除名処分となったことがある方
- 十、第 19 条で禁止されている行為を行った方。

第 16 条 (損害賠償)

- 一、当ジムの施設利用、練習、行事、試合等に際して本人または第三者に怪我、死亡等の人的事故が生じた場合、会社は一切損害賠償・保証等の責を負いません。
- 二、会員が当セッションの施設利用に際して、施設、会社、トレーナー、スタッフまたは第三者に人的・物的損害を与えた場合、会員はその責を負い速やかにその賠償をするものとします。

第 17 条 (盗難)

当ジムの利用に際して生じた貴重品の盗難・毀損については、会社は一切損害賠償・保証等の責を負いません。

第 18 条 (紛失物・忘れ物・放置物)

- 一、会員が当ジムの利用に際して生じた紛失については、会社は一切損害賠償・保証等の責を負いません。
- 二、忘れ物・放置物については、原則として 1 週間保管した後、処理させていただきます。
- 三、ペットボトル・カン等ゴミ類は、ご自身ではお持ち帰りください。

第19条（禁止事項）

会員による次の行為を禁止します。

- 一、動物を施設内に持ち込むこと。
- 二、刃物等の危険物を施設内に持ち込むこと。
- 三、施設内で喫煙すること。（電子タバコ、無煙タバコを含む。）
- 四、許可なく当ジム施設内で撮影・録音すること（会員同士の練習も含む）と、それらの撮影・録音物をインターネット上にアップロードすること。
- 五、当ジムの諸施設・器具・備品その他会社が管理する物品の損壊や持ち出し。施設内に落書きや造作をする。
- 六、他人やトレーナー、スタッフ、当セッション、会社を誹謗中傷すること。
- 七、許可なく当ジムにおいて物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。営利、非営利を問わず勧誘行為（団体勧誘を含む）や政治活動、署名活動をする
- 八、営利、非営利を問わず、会社の許可無く当ジムのプログラムと類似または競合する内容のセッションを、他所で行うこと。
- 九、他人やトレーナー、スタッフに対する暴力行為。暴言、恫喝、大声、奇声を発したり、他人を睨む、行く手を遮る等の威嚇行為。物を叩く、投げる、壊すなど、他人が恐怖を感じる危険な行為。
- 十、当ジム施設内および周辺における、痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為。
- 十一、当ジム施設内および周辺における、他人やトレーナー、スタッフを待ち伏せたり、尾行、執拗な話かけ等のストーカー行為。
- 十二、正当な理由なく、面談、電話その他の方法でトレーナー、スタッフを拘束する等、トレーナー、スタッフの業務を妨げる行為。
- 十三、他人の施設利用を妨げる行為。
- 十四、更衣室以外での脱衣。
- 十五、その他、当ジムの秩序を乱す行為。本条各号に準じる行為。

第20条（利用案内）

本会則に定めない運営事項については、施設内掲示あるいはウェブサイトまたは会社が別途定める規則に定めます。

4. 施設営業

第21条（営業時間）

営業時間は別途定めます。

第 22 条 (休館)

- 一、当ジムは別途予め指定する期間を年次休館（年末年始・夏季）とするほか、数ヶ月に 1 度、大会開催日やイベント開催日を定期休館とします。
- 二、上記休館のほか当ジムは、次の理由により施設の全部または一部を休業する事があります。
 - (一) 気象、災害、警報注意報等により、安全に営業ができないと判断したとき。
 - (二) 行政指導、法令等重大な事由により、やむを得ないと会社が判断したとき。
 - (三) 館内改装、施設の改装または修理、その他の工事により営業が不可能と判断したとき。
 - (四) 気象、災害等により交通機関に支障が生じ、トレーナー・スタッフが当ジムへ行くことが不可能な場合。
- 三、予め予定されている休業は、原則 2 週間前までにウェブサイト等で告知します。但し、二(一)(二)の事由による休業については、会社は事前告知しないものとします。
- 四、第 22 条で定められた範囲で当ジムを休館した場合には、会社は会員に会費を返還しないものとします。

第 23 条 (施設の閉鎖及び運営の廃止)

経営上の事情により当セッションおよび施設の統合や廃止等が行われたとき、その他運営が困難と会社が判断した時には、会社はクラスやセッションおよび施設の全部または一部の閉鎖および運営の廃止をすることがあります。クラスやセッションおよび施設の統合や廃止が行われた場合、会社はその旨を会員に通知致します。

第 24 条 (閉業)

会社は次の理由により、当ジムを閉業することがあります。

- 一、気象、災害により施設を閉鎖し、再開業が困難と判断したとき。
- 二、経営上、営業の継続が困難と判断したとき。

5. その他

第 25 条 (著作権・肖像権の帰属)

- 一、当ジムの諸施設で会社または会員が撮影・録音した画像・動画等の著作権・肖像権およびそれらに付帯する権利は、すべて会社に帰属します。
- 二、会社は二で撮影・録音した画像・動画等を、会社のウェブサイト、広報誌等にて、記録または広報目的で公開することができるものとします。

第 26 条 (個人情報保護)

会社は、個人情報の取り扱いに関するプライバシーポリシーを策定し、本プライバシーポリシー

を厳守するとともに、会員の個人情報をはじめとする全ての個人情報をより安全かつ適切に取り扱うことを宣言します。プライバシーポリシーは、会社ウェブサイトにて提示いたします。

第 27 条（会則の改定）

会社が本会則を改定する場合には、改定日の 1 ヶ月以上前に第 28 条（告知方法）および別途会社が告知方法を定めた場合にはその方法に従って会員に告知するものとします。改定された会則は、改定日より全会員に適用されるものとします。

第 28 条（告知方法）

本会則の改定にあたっては、施設内に提示し、かつ、会社のウェブサイトへ掲載することにより、これを会員に告知するものとします。

附則

本会則は、2016 年 9 月 25 日より施行いたします。

以上

株式会社 K.J FACTORY